

# 報酬改定に伴う体制等に関する届出書提出要領

令和8年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出(以下「体制届」といいます。)及び令和8年度の処遇改善計画書(以下「計画書」といいます。)の届出は、以下のとおり受付します。

- 令和8年度介護報酬改定は **令和8年6月1日** より実施されます。
- 提出期限までに **令和8年6月1日改定分の体制届及び計画書** を提出してください。
- 介護職員等処遇改善加算の算定区分に変更がない場合 **体制届の提出は不要** です。

～令和8年5月	令和8年6月～	届出の要否	～令和8年5月	令和8年6月～	届出の要否
加算Ⅰ	加算Ⅰイ	不要	加算Ⅱ	加算Ⅱイ	不要
	加算Ⅰロ	必要		加算Ⅱロ	必要

- 提出期限までに提出がない場合は、算定区分は「**変更がない**」ものとして取扱います。
- 本通知以降、本市から算定の有無等の意思確認の連絡は行いませんので、ご注意ください。
- 予防通所事業は定員 19 人以上と 19 人未満で加算率が異なりますが、体制届の提出は不要です。

## 1. 計画書について

当該加算を算定する場合は、体制届と併せて計画書の提出が必要です。

本市ホームページに詳細を掲載していますので、必ず内容をご確認いただき、提出期限までに届出してください。

介護職員等処遇改善加算

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002709.html>

ページ番号検索

2709

表示

## 2. 提出書類

1	処遇改善計画書連絡票(令和8年度)
2	処遇改善計画書(令和8年度) 処遇改善加算 総括表 (別紙様式 2-1)
3	処遇改善計画書(令和8年度) 個票(4, 5月) (別紙様式 2-2)
4	処遇改善計画書(令和8年度) 個票(6月以降) (別紙様式 2-3)
5	返信用定型封筒(宛名記載し必要分の切手を貼付)* 電子申請の場合は提出不要

【令和8年6月1日から算定区分を変更する場合のみ】

6	体制等に関する届出書連絡票【令和8年6月1日改定用】
7	介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制等に関する届出書(進達書)【令和8年6月1日改定用】 居宅・介護予防・施設(別紙2)/地域密着型(別紙 3-2)/総合事業(別紙 50)
8	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【令和8年6月1日改定用】 居宅・施設(別紙 1-1)/介護予防(別紙 1-2)/地域密着型(別紙 1-3)/総合事業(別紙 1-4)

【令和8年4月1日又は5月1日から算定区分を変更する場合のみ】

9	体制等に関する届出書連絡票
10	介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る体制等に関する届出書(進達書) 居宅・介護予防・施設(別紙2)/地域密着型(別紙 3-2)/総合事業(別紙 50)
11	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 居宅・施設(別紙 1-1)/介護予防(別紙 1-2)/地域密着型(別紙 1-3)/総合事業(別紙 1-4)

(注)・電話での問合せに対応できるように、提出書類のデータは削除せず残しておいてください。

・9～11 は【令和8年6月1日改定用】の様式を使用せず、標準の様式を使用してください。

裏面もご覧ください

### 3. 提出期限

**令和8年4月15日(水) 必着**

### 4. 提出方法

郵送又は電子申請届出システム

- (注)・郵送の場合は、特定記録郵便等の追跡可能な方法で提出してください。  
・来庁による提出も可能ですが、原則、書類の受取のみとさせていただきます。  
・電子申請届出システムの場合は、「5. 加算に関する届出」画面から提出してください。

### 5. 受付及び補正

- ・必要書類の添付が無い場合等、補正の必要がある場合には電話等により確認します。
- ・必要書類の不足や誤りの場合は、速やかに必要(補正)書類を送付してください。
- ・期日までに必要書類が届けられない場合は、令和8年6月1日からの算定は認められません。

### 6. その他

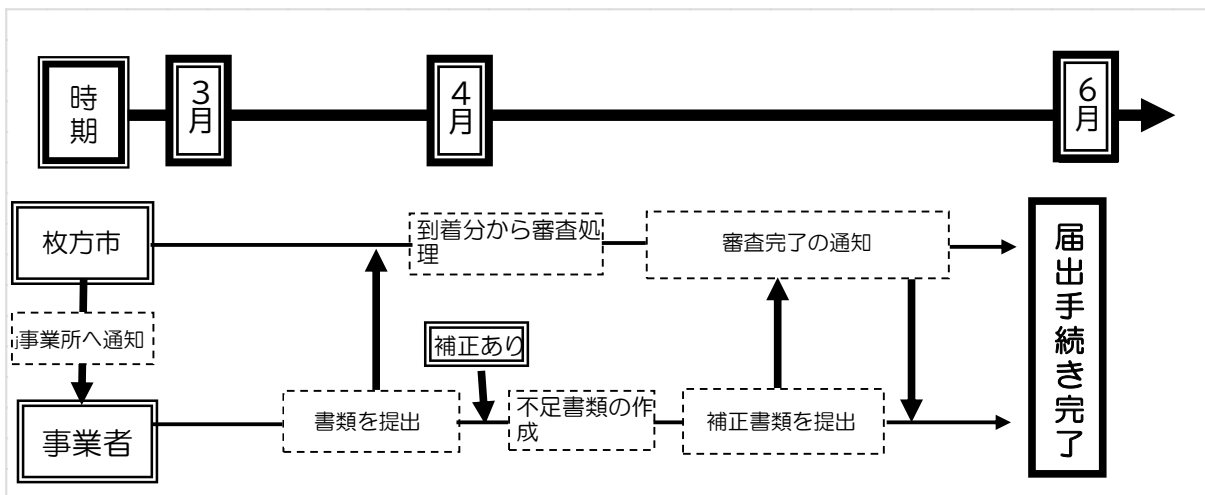
今後、国から示されるQ&A等については、順次、本市のホームページ等に掲載する予定です。

### 7. 提出先及び届出手続きについての問い合わせ先

枚方市健康福祉部福祉指導監査課 介護事業者係(指定)  
TEL：072-841-1468 (直通)  
FAX：072-841-1322

\*届出手続き以外の内容(報酬改定の内容等)の照会については、問い合わせ内容を正確に記録し、発出された通知等を確認した上で回答しますので、電子メール(fshidou@city.hirakata.osaka.jp)でのお問い合わせにご協力をお願いします。

### 8. 届出手続きの流れ



### 9. 宛先について(郵送の場合)

〒573-8666  
枚方市大垣内町二丁目1番20号  
枚方市健康福祉部福祉指導監査課  
介護事業者係(指定) 行

\*体制等に関する届出書類(6月改定分)在中\*

送付誤りを防止するためご活用ください。  
左記の宛名をコピーしたものを点線で切り取り、封筒に貼ってください。